

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-1-1	(2)所管課名	財政課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(1)財政運営の適正化				
	項目名	①適正な財政健全化比率の維持				
(4)改革方針・目標	財政健全化法に定める適正な範囲の数値を維持する。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	財政健全化判断比率の適正範囲の維持				
	取 組 概 要	起債の抑制、 基金の適正利用				
	実 績	実質公債費 比率：5.7 (見込み) 実質赤字比 率、連結実質 赤字比率、将 来負担比率含 め適正基準内				
(6)実績評価	A					
(7)備 考	将来的な公共施設の更新や大型投資事業等による経費増に対応できる健全な財政運営を続ける必要がある。 令和3年度 財政健全化判断比率 ・実質赤字比率 該当なし ・連結実質赤字比率 該当なし ・実質公債費比率 5.7 ・将来負担比率 該当なし			【早期健全化基準】 基準値を上回った場合は、財政再生計画を策定し総務大臣に報告する他、起債も許可制となる。(イエローカード) ・実質赤字比率 15.0 ・連結実質赤字比率 20.0 ・実質公債費比率 25.0 ・将来負担比率 350.0		

(1)分類番号	3-1-1	(2)所管課名	財政課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(1)財政運営の適正化	
	項目名	①適正な財政健全化比率の維持	
令和4年度の 取組状況	<p>令和3年度決算による財政健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回り健全な状況と判断される。</p> <p>4年度の財政運営方針としては、町税や使用料、手数料、寄附金、財産収入等の自主財源及び、国県補助金等の特定財源の確保に努めると同時に、長期総合計画や公共施設等整備計画等の長期ビジョンに基づきインフラ整備等の大型事業の予算を安定的、計画的に配分している。</p> <p>また、起債対象となる投資的事業に当たっては年度毎の費用の平準化や将来の人口減少、少子高齢化等を十分見越して将来世代の過度な負担とならないよう適正な範囲の起債と財政調整基金、特定目的基金の有効活用を図り、健全財政を持続できるよう努めている。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>令和3年度決算の財政健全化比率は、国の基準を下回っており、健全な状況と判断されている。</p> <p>4年度の財政運営方針としては、町税、使用料、手数料、寄附金、財産収入等の自主財源及び国県補助金の特定財源確保に努め、長期総合計画や公共施設等長期ビジョンに基づき、インフラ整備等の大型事業予算を安定的計画的に配分されている。</p> <p>起債事業に関しては年度ごとの借り入れ、償還額も念頭に置いて、将来の見通しに立って適正な起債運営に努めている。</p> <p>令和4年度では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率ともに適正基準内の見込みであり現在財政健全化比率は適正な範囲で維持できていることから、今後も現状維持ができるよう努めていく。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-1-2	(2)所管課名	財政課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(1)財政運営の適正化				
	項目名	②基金の適正管理と有効運用				
(4)改革方針・目標	緊急の財源不足に備えるための財政調整基金の適正な残高管理、及び特定目的基金の設置目的に沿った有効活用を図る。また基金の一括運用により運用益の確保を図る。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	財政調整基金は標準財政規模の20%程度を維持 基金運用利回りは年0.6%程度を維持	→			
	取 組 概 要	適正な範囲の基金残高維持 基金の確実な運用 特定目的基金の有効活用				
	実 績	R4.5.31現在 財政調整基金 1,440,200千円 標準財政規模 比：28%				
(6)実績評価	A					
(7)備 考	<p>財政調整基金は年度間の財源の不均衡を調整するために設けられており、急な財源不足や災害等に対応するために財源に余裕があるときに積み立てておく基金である。本来の財源調整のための基金として適正な規模（5～10億円程度）で保有する必要がある。特定目的基金についても設置目的に沿って有効活用を図る。総務省調査では標準財政規模と比較して県は5～10%、市町村は5～20%程度を目安として積み立てている。</p> <p>本町：R2 財政調整基金1,247,578千円 標準財政規模比 27%</p> <p>※基金運用は会計管理者で所管</p>					

(1)分類番号	3-1-2	(2)所管課名	財政課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(1)財政運営の適正化	
	項目名	②基金の適正管理と有効運用	
令和4年度の 取組状況	<p>令和3年度中に2年度決算剰余金40,000千円と、3年度予算積立152,622千円の積立を行い、財政調整基金の令和4年5月31日残高は1,440,200千円となっている。</p> <p>対標準財政規模は28%で、一定の財源不足に対応できる額である。</p> <p>公共施設等整備基金を含む特定目的基金は、1,760,808千円を保有している。</p> <p>4年度中は財政調整基金において一般会計予算で災害対策分の単独経費の補てんのための取り崩しが見込まれる。</p> <p>また、地域福祉基金、ふるさと応援基金の対象となる一般単独事業への繰入を予定している。</p> <p>基金の運用については、会計課にて行っている。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>令和4年5月末現在、財政調整基金が14億4,000万、標準財政規模が28%であり目標より多い金額を維持している。本町において財政調整基金は10億程度保有する必要があると考えており、地域振興基金等活用されていない基金についても、その活用を目的に沿って行うべきと考える。</p> <p>4年度において災害対策の基金の取り崩しを予定していたが、最終的な取り崩し額は1億2,000万円であった。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-1-2	(2)所管課名	会計課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(1)財政運営の適正化				
	項目名	②基金の適正管理と有効運用				
(4)改革方針・目標	緊急の財源不足に備えるための財政調整基金の適正な残高管理、及び特定目的基金の設置目的に沿った有効活用を図る。また基金の一括運用により運用益の確保を図る。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	財政調整基金は標準財政規模の20%程度を維持 基金運用利回りは年0.6%程度を維持	→			
	取 組 概 要	適正な範囲の基金残高維持 基金の確実な運用 特定目的基金の有効活用				
	実 績	基金運用の利回りは年0.624%程度である。				
(6)実績評価	B					
(7)備 考						

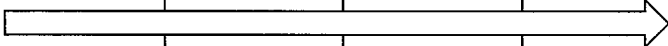
(1)分類番号	3-1-2	(2)所管課名	会計課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(1)財政運営の適正化	
	項目名	②基金の適正管理と有効運用	
令和4年度の 取組状況	<p>高千穂町が保有している債券の中で、令和5年度に2件の債券が償還されるの見越して、令和4年度に、以前より情報を取り入れながら検討を重ねていた2件の債券を購入した。</p> <p>1件は、令和3年度の高千穂町の事業で実際借入を行っている地方公共団体金融機構の債券で、地方公共団体が出資（高千穂町80万円）をしている団体である。</p> <p>もう1件の国債と同等の債券については、令和3年8月にソーシャルボンド（官民連携の一つで、行政や民間事業者及び資金提供者等が連携して社会問題の解決を目指す取り組み）を発行しており、『社会貢献債』とも呼ばれる、社会的課題の解決に資するプロジェクトの資金調達のために発行された債券を購入したところである。</p> <p>両債権とも環境・社会への投資意義もある債券を購入することができた。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>基金運用にあたり、令和4年度に、債権を2件購入しており、追加で債券購入による収益も必要である。定期については、1億円の預金に対し、年間2,000円程度の利益しか出ないため、60件ほどあったものを20件に減らし、定期を減らし、債券購入による運用収益の増額を行っている。今後は、SDGs投資型債券（環境・交通保全・災害対策）等を購入し、債券利息による収益をあげ、各支払手数料にあてる運用を検討していく。（現在、金融機関における、支払手数料については、かかっていなかったものがかかるようになったり、単価が上がっている。）</p> <p>その他、現在は調書の文書管理もできている。令和4年9月まで会計年度任用職員の保険料にかかる調書がかなりの数であった。10月からの共済組合移行加入に伴い、会計課でまとめて歳計外収入として受け入れることとし、各課による調書作成の手間が減ったため調書管理としては事務負担軽減になっている。今後も、適正管理を継続し、会計事務に関してお金のかからない運用を検討していく。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-2-1	(2)所管課名	総合政策課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(2)自主財源の確保				
	項目名	①ふるさと納税の推進と民間活力の導入				
(4)改革方針・目標	まちづくり公社を立ち上げるとともに、その公社にふるさと納税事務を委託することで、ふるさと納税の寄附額の増額を図り、自主財源の確保を行う。更には、道の駅高千穂物産館、がまたせ市場鬼八の蔵の運営を指定管理させることで、効率的な物産販売施設の運営を図る。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	・ふるさと納税寄附額 【目標】 200,000千円 ・物産販売施設の販売額 【目標】 184,802千円	【目標】 200,000千円 【目標】 225,000千円	【目標】 250,000千円 【目標】 226,000千円	【目標】 300,000千円 【目標】 227,000千円	【目標】 350,000千円 【目標】 228,000千円
	取 組 概 要	・まちづくり公社の設立 ・ふるさと納税事務委託 ・物産販売施設の運営委託				
	実 績	・ふるさと納税寄附額 118,023千円 【見込み】 ・物産販売施設の販売額 183,050千円 【見込み】				
(6)実績評価	C					
(7)備 考						

(1)分類番号	3-2-1	(2)所管課名	総合政策課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(2)自主財源の確保	
	項目名	①ふるさと納税の推進と民間活力の導入	
令和4年度の 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度当初よりまちづくり公社の設立の準備 ・ 6/1 株式会社高千穂まちづくり公社設立 ・ 7/1 道の駅高千穂・高千穂がまだせ市場鬼八の蔵の指定管理及びふるさと納税事務を公社が受託 ・ 12/1より坂井昌弘COO（最高執行責任者）が常勤で着任し、本格稼働している。 ・ 月1回程度の取締役会の開催 ・ 四半期に一度全職員が集まる全体会の開催 ・ 随時の打ち合わせ <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物産部門の拡充（新商品の開発、急速冷凍機の導入、レストランの町営化の検討、本社機能の拡充など） ・ ふるさと納税（アイテム数の拡大、仕入れ機能の充実など） ・ 情報発信部門の本格始動 ・ 未来づくり事業部の令和6年度発足に向けての事業化の検討（体験型旅行商品の商品化、人材育成塾、自分でやりたいことに挑戦する起業型の地域おこし協力隊の雇用、町内のお困りごとの解決（課題解決型旅行商品）） 		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>令和5年度に向けてジビエを使った新商品の開発に力を入れるにあたり、人員確保が必要であること、令和4年度に急速冷凍機を導入したことで鮮度を保ったままのふるさと納税返礼品開発や商品発送が必要であること、現在道の駅レストランを、委託契約により運営を行っているものをまちづくり公社によるセントラルキッチン（レストランの営業時間外やお客のいない時間帯に、他の商品製造などを行う）での運営など課題は多くある。情報発信部門については事業に特化した委託会社の職員（スウェーデン人）が令和5年7月より着任することで、本格的に動き出すことになり委託会社の民間的ノウハウや、外国人の思考による事業拡大が見込まれるものと思われる。</p>		
委員会の意見	<p>職員を1名出向させているが、本来ならばまちづくり公社の方で収益を生む努力をして、職員は町長部局に早く戻す必要がある。まちづくり公社が早く立ち立ちできるようにしていかないといけない。職員を派遣する必要性はない。早めに引き揚げさせるべき。発足時に3年を目途にということを出向しているので早ければ2年くらいで自立できるものと思われる。</p>		

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-2-1	(2)所管課名	財政課			
(4)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(2)自主財源の確保				
	項目名	①ふるさと納税の推進				
(5)改革方針・目標	ふるさと納税の推進のため返礼品の開発やPRを推進し寄附額の増と地場産業の振興を図る。					
(6)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	ふるさと納税 業務のまちづ くり公社への 移管				
	取 組 概 要	まちづくり公 社へ移管する ことによる専 門性の高い返 礼品開発、P Rの取り組み				
	実 績	7月1日から まちづくり公 社へふるさと 納税業務の一 部を委託し た。				
(7)実績評価	B					
(8)備 考	令和4年度に返礼品開発とPR業務をまちづくり公社へ委託する計画。 令和3年度 実績137,102千円 令和4年度 実績118,112千円					

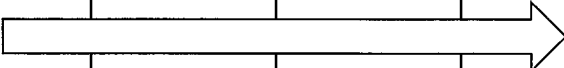
(1)分類番号	3-2-1	(2)所管課名	財政課
(4)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(2)自主財源の確保	
	項目名	①ふるさと納税の推進	
令和4年度の 取組状況	<p>7月1日からまちづくり公社へふるさと納税業務の一部を委託した。公社がふるさと納税サイトの構築や管理、返礼品の開発などの業務を県外事業者へ代わって行い、財政課は公社へのふるさと納税業務のノウハウの伝授と総務省通知に従い適正に業務を行っているかをチェックしている。今年度は猪肉やベビー服など新たな返礼品開発にも取り組んだが、サイト再構築のため寄附受付できない期間が発生したこと、サイト上の評価コメントがゼロからの出発となり寄附者の参考にならなかったこと、物価高騰により安価な日用品への返礼品需要が増加したことにより、令和3年度寄附額1億3千7百万円及び、4年度目標額の2億円の寄附額には届かない見込みである。（4年度決算見込み：1億1千8百万円）</p> <p>まちづくり公社に業務委託はしたものの、ふるさと納税業務の経験が浅いため財政課において確認・修正等に費やす時間が格段に増加した。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>ふるさと納税業務はまちづくり公社に移管されたが、管理していた8サイトを公社に移行する際更新に時間がかかった。現在、移行にあたりサイト内の金額や内容確認のチェック体制が確立されていないため、町でもその都度確認し修正依頼を行っている。公社にもふるさと納税の事業内容を理解した職員が配置されればよりスムーズにスタートできたのではないかとと思われる。課題の洗い出しや業務遂行の状況を把握できるよう、公社の業務モニタリングや委託業務成果報告の場を設けたい。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-2-2	(2)所管課名	財政課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(2)自主財源の確保				
	項目名	②町有財産の有効活用及び売却等				
(4)改革方針・目標	財政課所管の土地・建物等の保有財産の貸付、売却を計画的に行い、財産収入の確保と資産の適正管理を行う。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	(千円) 貸付 6,200 売却 500	→			
	取 組 概 要	貸付・売却基準に沿って適切に町有地等の資産売却・貸付を行い収入を確保する。				
	実 績	町有地の売却、貸付基準見直しを行った。 貸付：9,988 売却：500				
(6)実績評価	A					
(7)備 考	町有地の貸付については、評価額から貸付額を算定している。 土地・建物等で売却可能なものは積極的に売却を検討している。					

(1)分類番号	3-2-2	(2)所管課名	財政課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(2)自主財源の確保	
	項目名	②町有財産の有効活用及び売却等	
令和4年度の 取組状況	<p>令和4年度に下永ノ内の町有地（教職員住宅跡地）の売却を行った。</p> <p>あまてらす鉄道への鉄道敷地貸付料について、同社が枕木交換や敷地草刈り等の維持経費を負担していることを考慮して減額していたが、収益が多額となっていることから同社と協議し増額することとした。</p> <p>現在、貸付基準について税目上の土地分類であるため安価に貸し付けている町有地について貸付の利用目的に合わせたものに改正するよう検討を開始した。（例 雑種地⇒駐車場）</p> <p>町営駐車場の草刈り経費の削減のため、駐車場法面の除草シート設置を計画している。</p> <p>遊休町有地（ときわ園跡地等）の利活用策として太陽光発電敷地に活用できないかを検討している。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>あまてらす鉄道の敷地貸付料については収益が増額になっていることから、月1万円から月5万2,000円に増額している。その他の町有地についても貸付の利用目的にあわせたものに改正するよう検討している。例えば地目が雑種地であれば雑種地の評価額を基準としているが、その利用目的が駐車場として使用する場合などは、適正な単価設定に見直しをする。旧高千穂の湯の下の広場（福祉ゾーン）についても木材置き場や駐車場として使っているので見直しを行った。</p> <p>他市町村の普通財産の貸付規則では利用目的に合わせて金額を変えるところもあるので、そこも検討が必要。向山南教職員住宅を更地にしたが、上岩戸の教職員住宅も更地のままにするか、他に有効な方法がないか検討すべき。そのような敷地があるということ、住民に知ってもらってアイデアを募り何かを利用することができないかなど今後住民向けに周知する。</p>		
委員会の意見	<p>上永の内住宅（岩戸団地）については現在、活用されていない状況（2軒とも空いている）。周辺の草が伸び切って環境が悪い。取り壊す予算については財政課予算査定でとっていないため、手付かずにしている。取り壊すならばそのあとの活用法を考えて欲しい。町営住宅を2,3軒建設して人を増やす考えもありだと思われる。</p>		

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-2-3	(2)所管課名	財政課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(2)自主財源の確保				
	項目名	③町有林・分収林の適正管理・運用				
(4)改革方針・目標	町有林・分収林の計画的な植樹、保育、間伐、主伐等による適正な管理と売り払いによる財産収入の確保					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	主伐・保育等の経営計画の事業具体化				
	取 組 概 要	町有林・分収林の森林経営計画に沿った保育・伐採計画の整備				
	実 績	令和4年度において森林整備センターの分収林整備事業は西臼杵森林組合業務との調整ができず実施できなかった。				
(6)実績評価	C					
(7)備 考	高千穂町森林経営計画は農林振興課によって整備されており町有林も含まれている。町有林の施業については西臼杵森林組合に委託している。町有林の状況調査をもとに伐採計画を含めた長期的な施業計画の検討が必要である。					

(1)分類番号	3-2-3	(2)所管課名	財政課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(2)自主財源の確保	
	項目名	③町有林・分収林の適正管理・運用	
令和4年度の 取組状況	<p>高千穂町森林経営計画に基づく町有林の施業計画を計画的に実施できるように西臼杵森林組合、森林整備センターとの連絡調整の体制整備に取り組んだ。令和4年度においては森林整備センター分収林事業を計画したが14号台風災害の影響により西臼杵森林組合との業務調整が整わなかったことから4年度施業を見送り次年度での実施となった。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>町有林の管理者は町であるが、施業主体は森林組合や森林整備センターであり、町の考え方だけで伐採や造林を進めることはできない。森林経営計画に沿って伐採する場合でも作業路整備や伐採、運搬、整地、再造林、下刈り、保育に要する経費で伐採による売却収益がかなり圧縮されているのが実情である。</p> <p>また、町有林の6割は保安林であるが、植林作業従事者の減少や鹿やウサギによる幼木の食害により伐採後の再造林が円滑に進まなければ水源涵養や土砂崩れ防止等の保安林としての役割を果たせなくなる恐れもある。</p> <p>森林整備センターの分収林は80年程度の長伐期へ移行してきており、町有林においても複層林化等により保安林としての役割を維持していくことと伐採による収益確保のバランスを取りつつ適正に管理・運用していく必要がある。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-2-4	(2)所管課名	税務課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(2)自主財源の確保				
	項目名	④町税等滞納対策の強化				
(4)改革方針・目標	町税等の公平・公正な納税の維持及び行財政基盤の確立のため、滞納対策の強化を図り、徴収率の維持向上に取り組む。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	町税（現年） 99.33% 国保（現年） 98.66%	町税（現年） 99.34% 国保（現年） 98.76%	町税（現年） 99.36% 国保（現年） 98.86%	町税（現年） 99.37% 国保（現年） 98.96%	町税（現年） 99.38% 国保（現年） 99.06%
	取 組 概 要	・新規滞納者の抑制 ・早期着手、早期解決				
	実 績	令和4年度 実績（現年） 町税 99.50% 国保 98.41%				
(6)実績評価	B					
(7)備 考	令和2年度実績（現年） 令和3年度実績（現年） 町税 99.28% 町税 99.66% 国保 98.46% 国保 98.41% ※滞納繰越分は、年度毎に調定が動き、徴収率が変動し、比較が困難であるため除外する。					

(1)分類番号	3-2-4	(2)所管課名	税務課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(2)自主財源の確保	
	項目名	④町税等滞納対策の強化	
令和4年度の 取組状況	<p>・新規滞納者の抑制 令和3年度から7年度までの5ヶ年間で計画期間として策定した「高千穂町徴収基本方針」に基づき、目標達成に向けた取組みを強化し、滞納税額の縮小を図ってきた。</p> <p>具体的には、滞納繰越額を増やさないよう、現年度課税分を優先して徴収し、滞納となった場合は早めの段階から、催告、差押予告を行うとともに、預金や給与などの差押えを行い、徴収率のアップに努めている。</p> <p>・大口・長期滞納者に対する徴収対策 滞納金額の上位4件が、旅館、ホテル、アパート経営者の固定資産税となっており、本町の滞納額、約5800万円のうち、4800万円、83%を占めている。引き続き、分割での納付や執行停止等も検討しながら、粘り強く納税交渉を行っていく。</p> <p>・令和4年度の新たな取組状況 今年度、延岡県税事務所との併任人事交流を活用し、徴収困難案件7件（上記4件のうち、1件を含む。）を選定し、7月から12月まで計6回、県職員を本町に派遣してもらい、徴収方針の協議、共同臨戸催告等を行った。分割納付の再開や増額など、効果を上げることができた。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>大口・長期滞納者について、上位4件が過年分の固定資産税となっているが、事業経営者は収入が少なかったこともあり、分割納付納税誓約で定めた金額を払えず現年分も支払いが厳しい状況。ただし、県税事務所の併任人事派遣により分納で現年度課税分を未納にしない努力を双方しているため、効果が表れている。個人滞納分は電話や連絡がつかない時は自宅訪問を行っているので問題なく実施されている。引き続き対応をお願いしたい。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-3-1	(2)所管課名	財政課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(3)受益者負担の適正化				
	項目名	①受益者負担の公平性の確保				
(4)改革方針・目標	施設使用料、入場料、受講料など受益者が負担すべきものについて精査し、利用者の公平な負担と収入確保を進める。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	受益者が負担すべき費用の調査と整理	基準の策定と制度化	〃	〃	〃
	取 組 概 要	各事業の目的と個人負担経費の在り方を検討し受益者負担の指針を設ける。				
	実 績	任意で参加する事業について実費等の自己負担分を予算化することで受益者負担の適正化を図った。				
(6)実績評価	B					
(7)備 考	施設の使用料については実費（光熱水費）を考慮して適正な範囲で使用料を設定する必要がある。町主催講座等の行政サービスを受ける住民は特別な事情のない限り一定の負担金を支払うことで他の住民との公平性を担保する必要がある。					

(1)分類番号	3-3-1	(2)所管課名	財政課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(3)受益者負担の適正化	
	項目名	①受益者負担の公平性の確保	
令和4年度の 取組状況	<p>町主催の教室等で希望者のみが利用する場合は、受益者負担の観点から適正な実費分をきちんと徴収するように予算査定時に指摘した。</p> <p>プログラミング教室など</p> <p>地区体育館は利用者が限られるが、住民の健康増進や親睦を図る活動に利用されている。広さや照明電力量等により使用料に差が設けてある。老朽化による建物の維持管理費がかさむ中、利用者数も減少しており大幅な増額見直しは難しいが、他市町村と比較するなど見直しも検討している。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>企画観光課が委託し実施しているプログラミング教室はIT人材を育てるところであるから、負担金を取らないことにしているが、個人が利益を受けることや、テキスト代は一定の経費負担があるということで財政課からは指摘している。中央公民館で行われる講座は負担金をもらっているため、公平性について検討が必要。また、各小中学校の体育館は広さや照明電力により一般開放時の使用料に差が設けられているが、今後施設の老朽化が進み建物維持管理費が大変になっていくため他の市町村のように協議会を発足して見直しを図る必要もある。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(令和4年度追加分)

(1)分類番号	3-3-1	(2)所管課名	農地整備課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(3)受益者負担の適正化				
	項目名	①受益者負担の公平性の確保				
(4)改革方針・目標	補助事業などの受益者が負担すべきものについて精査し、公平な負担と収入確保を進める。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	土地改良事業 における事業 費負担割合の 改定	〃	〃	〃	〃
	取 組 概 要	各事業の目的 と個人負担経 費の在り方を 検討し受益者 負担の指針を 設ける。				
	実 績	国のガイドラ イン見直しに 伴い県費補助 率が改定され た場合、事業 費負担割合を 検討し随時改 定を行う。				
(6)実績評価	B					
(7)備 考						

(1)分類番号	3-3-1	(2)所管課名	農地整備課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(3)受益者負担の適正化	
	項目名	①受益者負担の公平性の確保	
令和4年度の 取組状況	<p>耕地災害復旧事業の農地被害について、調査段階で84件の復旧費用の限度額を超えると予想される箇所が生じた。その後、令和4年10月28日に激甚災害の指定が閣議決定された事から、本年度に限り、限度額を超える工事費分を高千穂町が国の補助率と同率で補助した場合に、農地の災害復旧申請を希望するかどうかの意思確認を行った結果、37名の地権者が復旧を希望された。その後、12月末までの災害査定終了時点で、21件が限度額を超える試算である。</p> <p>査 定 額 147,429,000円 (国 96.9%、地元負担 3.1%) 限 度 額 84,704,000円 オ ー バ ー 額 62,725,000円 町負担額 60,780,525円 (96.9%) 地元負担額 4,570,299円 (3.1%)</p> <p>最終的に、簡素化査定分の通常測量を行い、実施設計への組み替えの段階で、限度額内に復旧費用が納まる箇所が生じる事も予想されるため、件数及び町負担額もやや減少すると予想している。 尚、限度額を超える金額は国の起債の対象とはならない。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>激甚災に該当した令和4年9月台風14号の災害復旧について、国の補助限度額を超える工事費62,725,000円のうち地元負担額4,570,299円を除く60,780,525円の町負担額については全額町単独負担により復旧することになる。なお、この60,780,525円の町負担額は国の起債に該当しない。団体営事業の負担金額についても今後検討する必要がある。今後事業費負担割合について、他市町村の状況を見ながら改正いただきたい。</p> <p>技術職員が不足している件については、技術職課長で学校訪問をして採用情報の提供を今後も実施していく。</p> <p>これから増えていくであろう設計図書の保管場所や、作業スペースについて事業課内の共有スペースとして確保を検討し令和5年4月から財政課横に災害復旧対策用の部屋として運用している。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-4-1	(2)所管課名	上下水道課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(4) 公営企業会計等の健全化				
	項目名	① 下水道事業の経営健全化付近の				
(4)改革方針・目標	下水道事業では健全かつ安定的な事業経営を行うための基本方針として「高千穂町下水道事業経営戦略」(平成28年度~令和7年度)を策定し、中長期的な計画に基づいた事業経営を実施している。なお、令和5年度には経営状況が更に明確となる公営企業会計への移行を予定しており、今後は状況に応じた計画見直しを実施し、更なる経営健全化を目指す。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	高千穂町下水道事業経営戦略に基づいた事業実施				
		一般会計繰入金 94,500千円	一般会計繰入金 94,500千円	一般会計繰入金 94,500千円	一般会計繰入金 94,500千円	一般会計繰入金 94,500千円
	取 組 概 要	一般会計からの繰入金の抑制	公営企業法適用移行 経営戦略見直し			経営戦略改定
	実 績	令和3年度決算額 118,157千円 令和4年度予算額 140,848千円 令和4年度決算見込 183,150千円 令和5年度より、企業会計へ移行するため内部留保資金確保のため増加した。				
(6)実績評価	C					
(7)備 考	「高千穂町下水道事業経営戦略」(平成28年度~令和7年度) 基本方針は「快適な生活」「安心安全な生活」「経営の安定」の提供					

(1)分類番号	3-4-1	(2)所管課名	上下水道課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(4) 公営企業会計等の健全化	
	項目名	① 下水道事業の経営健全化	
令和4年度の 取組状況	<p>経営健全化の第一歩として、令和5年4月1日から企業会計へ移行すべく、準備等に取り組んだ。予定どおりの移行になる見込み。</p> <p>現在目標は、起債の年間償還額とほぼ同額であり、令和3年度、4年度とも、企業会計移行に関連した委託や整備に取り組んだ為、例年以上に繰入額が多くなっているが、移行に伴うやむを得ない支出と考えている。また、道路工事に伴う下水道管移設工事など、計画予定外の支出も発生したため、繰入額が膨らんでいる（道路工事の計画遅れ等により次年度へずれ込む予定）。</p> <p>上に記載した令和4年度の予算額は、移設工事延期等で実質下がるが、移行に伴う引継金について3月補正を行う。その為、令和4年度決算額の繰入金は上がることになるが、従来から下水道使用料の剰余金積立を行わず、一般会計に戻しており、内部留保金の無い下水道事業としてはやむを得ないものとする。</p> <p>次年度以降は、企業会計による決算状況や経営戦略の見直しにより、計画の修正を検討する。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>下水道事業の供用開始が平成13年度で20年が経過する。施設本体はまだ良いとしても、機械電気設備がそろそろ更新が必要となる。し尿処理場建設に伴う汚水流入で広域行政事務組合が、下水道事業に支払う負担金がどのくらいになるかは現時点では不明。今後、健全な計画を立てて運営していただきたい。</p> <p>水道専任の次世代技術者の募集・採用を検討して欲しいとのことだが、当面は会計年度任用職員等での対応をお願いしたい。簡易水道について地元組合が協力してくれるが、高齢化が進んでいる状況である。また鶴の平簡易水道組合については、今後簡水を廃止して、日之影町にある隣接水道組合から供給を受ける計画で調整中。今後施設マネジメントも実施計画に追加し、再度提出してもらうこととする。</p> <p>技術職員採用については、小中学生から仕事の内容を学習してもらい関心を持ってもらうことにより、将来の職員採用につなげていく。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(1)分類番号	3-4-2	(2)所管課名	高千穂町国民健康保険病院			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(4)公営企業会計等の健全化				
	項目名	②病院事業の経営健全化				
(4)改革方針 ・目標	H28～R2まで総務省の提唱する「新公立病院改革プラン」により、経営改善に向け取り組んできた。今後は、西臼杵3公立病院の統合に向けて様々な協議を行い、その中で経営改善の取り組みについても議論していく。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)	病床利用率85.0% 職員給与費/医業収益比率65.0%	病床利用率85.0% 職員給与費/医業収益比率65.0%	西臼杵3病院統合予定	西臼杵3病院統合予定	西臼杵3病院統合予定
	取 組 概 要	「公立病院経営強化プラン」の策定	〃	「公立病院経営強化プラン」のスタート及び実施	「公立病院経営強化プラン」に沿った経営	〃
	実 績	<p>病床利用率</p> <p>【R4実績見込み】 79.6%</p> <p>【R3実績】 83.9% (一般 91.4%) (療養 76.3%)</p> <p>職員給与費/医業収益比率</p> <p>【R5実績見込み】 63.8%</p> <p>【R3実績】 66.0%</p> <p>・公立病院経営強化プランについては、策定に向けて協議中。</p> <p>・診療報酬増に向けた取組として、「入退院支援加算」、「輸血適正使用加算」の施設基準を届出。</p> <p>3月には療養病床から一般病床への機能転換の届出を行う。</p>				
(6)実績評価	B					
(7)備 考						

(1)分類番号	3-4-2	(2)所管課名	高千穂町国民健康保険病院
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(4)公営企業会計等の健全化	
	項目名	②病院事業の経営健全化	
令和4年度の 取組状況	<p>○令和6年4月からの西臼杵3公立病院の経営統合に向けて、令和5年4月から病床機能を変更して療養病床60床を一般病床に転換し一般病床120床で運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西臼杵公立病院統合再編準備室を中心に各病院ごとに定期的な個別検討会や3病院合同での各種ワーキンググループで協議を重ねており、令和5年3月には、施設基準の届出を行った上で病床機能の変更を行う予定である。 <p>○事務室主導で業務改善のための提案を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の経営状況について定期的に職員へ周知を行う。（病院運営連絡会議・月1回） ・係長を中心に業務改善の提案を行い、コスト意識を持った取り組みをしていくことにより、職員全体の意識改革を進めていった。 ・病院全体として働き方改革を念頭において職員（任用職員を含む）にヒアリングを実施して今後の業務改善の為の参考とし、任用職員の採用問題や受付時間の変更など今後の取り組むべき課題を見つけることができた。 		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記 載)	<p>令和5年4月から療養病床を一般病床に転換を行う予定で診療報酬からすれば収益の増に繋がることになる。ただし、職員のマンパワーが不足しており、採用募集をしても応募者が少なく看護職員等の確保が難しいため、7月以降に各学校訪問など病院から出向いて人材確保の必要があると考えている。4月からコメディカル（医師の指示の下に業務を行う医療従事者）の処遇改善のための「看護業務等臨時特別手当」を支給。また現在高千穂の入院患者に日之影町立病院へ週1名程度、転院対応していただいている状況。病床利用率については現時点で8割程度であるが、病床を稼働させる看護師が足りないという状況である。新卒の看護師等は大きな病院や大学病院で勉強したいという人が多いが、ある程度経験を経て地元に戻ってくる場合、支援金だったり学生への奨学金などの対応が必要になってくる。また、地元学生への就職先の魅力化向上を進めていく。現在中学生への職場体験をしているが今後パンフレット作製や、動画を作成したり、OBを連れて行って話をしたり誘致していく必要がある。</p> <p>受付時間については現在7:30から行っているが、それを8:00からに変更して受診時間のスタートは変えず、職員の負担を減らすことも必要である。（以前の受付時間は8:00からだったのでもともどった形になる。）業務の共有化について検討が必要であり、どの職員が従事しても病院の業務が回るようにするため、現在それぞれが持つ業務を共有するようにしている。今後も改善に取り組んでいく予定。</p>		
委員会の意見			

第8次高千穂町行財政改革大綱 実施計画書

(令和4年度追加分)

(1)分類番号	3-4-3	(2)所管課名	農地整備課			
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進				
	中分類	(4)公営企業会計等の健全化				
	項目名	③小水力発電事業の経営健全化				
(4)改革方針・目標	令和元年度から令和5年度にかけて整備を行っている小水力発電施設事業について、発電開始から20年間売電収益が見込めるため、公営企業会計または、特別会計設置を予定しており、基金の有効活用と経営健全化を目指す。					
(5)工程表	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予 定 (KPI)					
	取 組 概 要	詳細測量 用地測量 立木伐採委託 本工事	本工事 申請手続き 公営企業会計 または、特別 会計設置 基金条例制定			
	実 績	おおよそ予定 通り工事は進 捗している				
(6)実績評価	B					
(7)備 考						

(1)分類番号	3-4-3	(2)所管課名	農地整備課
(3)改革項目	大分類	3 健全で持続可能な財政運営の推進	
	中分類	(4)公営企業会計等の健全化	
	項目名	③小水力発電事業の経営健全化	
令和4年度の 取組状況	<p>資材の入手が困難となり、令和3年度より繰越していたクロスフロー水車・発電機・制御盤の工場製作に加え、令和4年度に遠隔操作システム・除塵機の工場製作を発注し、3月に工場検査を実施した後、令和5年度発注の建屋工事に合わせて納入・設置の予定である。</p> <p>現場での工事については、工事用道路と立木伐採が完了し、2月にヘッドタンク部を発注し、4月に管路工事と固定台を発注している。令和5年度に、建屋・電気設備工事と工場製作設備との接続、九州電力による高圧線の引き込み工事が完了すれば、稼働開始となる予定である。</p>		
ヒアリング内容 の結果 (委員会事務局記載)	<p>小水力発電事業は令和5年度完了、令和6年度稼働開始予定であり、発電機や制御盤等にかかる電気代は町が負担することになっている。また、材料費の高騰により全体工事費は上昇している状況。土地改良との契約に関し、土地改良がゴミの巻き上げにも関われるようにし、また水を流し続けられるような契約締結を進めていただきたい。</p> <p>令和6年度から売電収入を得られるようになるが、その収益についてどのように活用するかも検討する必要がある。土地改良運営補助金の一部に収益を活用することも今後検討が必要と思われる。スムーズな工事の進行により、令和6年度稼働開始を目指していく。</p>		
委員会の意見			